

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第568号)

平成20年12月11日

横 情 審 答 申 第 568 号

平 成 20 年 12 月 11 日

横 浜 市 長 中 田 宏 様

横 浜 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

会 長 三 辺 夏 雄

横 浜 市 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 第 53 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 諮 問  
に つ い て ( 答 申 )

平 成 20 年 7 月 29 日 南 サ 第 1612 号 に よ る 次 の 諮 問 に つ い て 、 別 紙 の と お り 答 申 し ま す 。

「 請 求 者 本 人 に 係 わ る 平 成 15 年 5 月 病院 ( 以 下 「 特 定 病 院 」 と  
い う 。 ) 眼 科 入 院 中 に つ き 、 2 回 の 検 査 診 察 記 録 事 実 確 認 内 科 医 師 診 察 2  
回 眼 科 検 査 記 録 」 、 「 請 求 者 本 人 に 係 わ る 平 成 15 年 6 月 特 定 病 院 眼 科 入 院  
中 に つ き 、 2 回 の 検 査 診 察 記 録 改 ざ ん 隠 ぺ い の 立 証 確 認 内 科 医 師 診 察 2 回  
眼 科 検 査 記 録 」 及 び 「 請 求 者 本 人 に 係 わ る 平 成 15 年 7 月 特 定 病 院 眼 科 実 際  
入 院 中 に つ き 2 回 の 検 査 診 察 記 録 立 証 確 認 内 科 医 師 診 察 2 回 、 眼 科 検 査 記  
録 」 の 個 人 情 報 非 開 示 決 定 に 対 す る 異 議 申 立 て に つ い て の 諮 問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「請求者本人に係わる平成15年5月特定病院眼科入院中につき、2回の検査診察記録事実確認内科医師診察2回眼科検査記録」、「請求者本人に係わる平成15年6月特定病院眼科入院中につき、2回の検査診察記録改ざん隠ぺいの立証確認内科医師診察2回眼科検査記録」及び「請求者本人に係わる平成15年7月特定病院眼科実際入院中につき2回の検査診察記録立証確認内科医師診察2回、眼科検査記録」の個人情報非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「請求者本人に係わる平成15年5月特定病院眼科入院中につき、2回の検査診察記録事実確認内科医師診察2回眼科検査記録」、「請求者本人に係わる平成15年6月特定病院眼科入院中につき、2回の検査診察記録改ざん隠ぺいの立証確認内科医師診察2回眼科検査記録」及び「請求者本人に係わる平成15年7月特定病院眼科実際入院中につき2回の検査診察記録立証確認内科医師診察2回、眼科検査記録」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成20年5月26日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 生活保護受給者が医療にかかる場合、各区の福祉保健センターは医療機関に対し診療依頼書又は医療要否意見書を発行する。診療依頼書の場合は、受給者の受診を確認した後、医療機関に医療券を発行する。医療要否意見書の場合は、所定欄に病名と病状、診療見込期間の記入されたものが医療機関から福祉保健センターに送付され、福祉保健センターはその内容を確認した上で医療機関に医療券を発行する。医療機関は医療券に記載された資格情報を確認して診療報酬明細書を作成し、神奈川県社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に医療費を請求する。支払基金は医療費の請求審査済みの診療報酬明細書を健康福祉局保護課に送付し、

診療報酬明細書は健康福祉局保護課から福祉保健センターに送付される。健康福祉局保護課は支払基金に医療費を支払い、支払基金から各医療機関に医療費が支払われる。

医療要否意見書には病名と病状及び診療見込期間が記載され、診療報酬明細書には傷病名、診療開始日、診療に要する費用の請求点数が月単位で記載される。これらには、個別の診療記録や検査記録は記載されておらず、また、別途診察記録や検査記録が医療機関から福祉保健センターに送付されることはない。

- (2) 異議申立人（以下「申立人」という。）は生活保護受給者であり、特定病院の診察記録、検査記録が福祉保健センターに送付されていると認識し、異議申立書の記載から個々の治療の日付等詳細の分かる資料を求めているものと思われる。
- (3) 医療機関から福祉保健センターに送付される医療要否意見書や診療報酬明細書には傷病名、病状、診療見込期間、診療開始日、診療に要する費用の請求点数が記載されているだけであり、個々の治療の日付等詳細は記載されておらず、本人開示請求書に記載されている診察記録や検査記録には該当しないと判断した。
- (4) よって、福祉保健センターには申立人の請求する個人情報存在しないため、条例第25条第2項に該当し、非開示とした。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消す、との決定を求める。
- (2) 診療報酬明細書に添付してある「診療報酬明細書等の内容」という書類には、5月及び6月に入院していることになっているが、それを裏付ける記録がないというのはおかしい。
- (3) 実際上は7月にも手術をしているのに記録がないというのはおかしい。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 本件個人情報について

本件個人情報は、個人情報本人開示請求書の記載から、平成15年5月から7月までの間に申立人が特定病院に入院した際の眼科及び内科の検査診察記録である。

実施機関によれば、申立人は、実施機関から生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく医療扶助の決定を受けて、平成15年5月から7月にかけて特定病院に

において診療を受けたとのことであり、申立人は医療扶助事務の過程で実施機関が取得した検査診察記録の開示を求めているものと解される。

(2) 本件個人情報の不存在について

ア 実施機関は、医療扶助に係る事務において作成し、又は取得する書類としては、医療要否意見書又は診療依頼書、医療券及び診療報酬明細書（以下「関係書類」という。）があるが、これらは検査診察記録ではなく、検査診察記録に該当する資料は取得しておらず保有していないため非開示としたと主張している。

イ このため、当審査会において、平成20年11月13日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 医療扶助の申請があると、福祉保健センターは医療要否意見書を発行し、医療機関に必要事項を記入のうえ送付してもらい、それに基づいて医療扶助を決定し、医療券を発行する。医療券に記載された資格情報に基づいて医療機関は医療費の請求を行うことになる。医療扶助に基づいて診療を行った医療機関は、診療報酬明細書に必要事項を記載して支払基金に提出し、医療費の請求を行う。支払基金は診療報酬明細書を審査したうえで横浜市に送付し、横浜市は診療報酬明細書を点検して診療報酬請求額を決定し、決定額を支払う。実際には、診療報酬明細書は各区の福祉保健センターに送付され、専門の点検員が点検を行っている。診療報酬明細書には、傷病名や使用した医薬品の名称、量及び診療報酬点数などが記載されており、診療報酬明細書の点検は、傷病名に対して使用できないはずの医薬品が記載されていないかなどの観点から過大請求がないかを点検するもので、診療報酬明細書のみで行う。点検のために診療報酬明細書と共に医師のカルテ又はそれに類する書類が送られてくるということはない。

(イ) 医療扶助事務に関して実施機関が作成し、又は取得するのは、以上の関係書類のみであり、医療機関から検査診察記録を取得することはない。

(ウ) なお、申立人は、平成15年5月から7月までの特定病院における診療に関して、平成18年に診療報酬明細書及び医療要否意見書の個人情報本人開示請求を行い、各書類の写しの交付を受けている。

ウ これらの実施機関の説明を踏まえ、当審査会は、以下のように判断する。

実施機関は、医療扶助に係る事務手続において医療機関から取得するのは医療要否意見書及び診療報酬明細書のみであり、医療機関から検査診察記録を取得することはないと説明している。また、医療扶助に基づいて診療を行った医療機関

からの診療報酬請求額が適正かどうかの点検は診療報酬明細書のみで行っているとも説明している。

医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図るための都道府県知事及び政令指定都市市長あての国の通知である「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年厚生省社会局長通知）を確認したところ、医療費の請求その他の医療扶助に係る事務において、医療機関は診療報酬明細書のほかに医師のカルテ又はそれに類する記録を提出することとはされておらず、実施機関の説明は当該通知が規定する事務取扱いと基本的に相違していないことが認められた。

したがって、医療扶助事務において検査診察記録を取得することはないとする実施機関の説明には不自然、不合理な点はないと認められる。このほか、実施機関が本件個人情報を保有していると推認させる事情は認められず、実施機関が本件個人情報を保有していないため非開示とした決定は妥当である。

### (3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

### (第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年7月29日	・実施機関から諮問書及び個人情報非開示理由説明書を受理
平成20年8月6日 (第131回第二部会) 平成20年8月22日 (第64回第三部会) 平成20年8月28日 (第130回第一部会)	・諮問の報告
平成20年9月11日 (第131回第一部会)	・審議
平成20年9月25日 (第132回第一部会)	・審議
平成20年10月9日 (第133回第一部会)	・審議
平成20年10月23日 (第134回第一部会)	・審議
平成20年11月13日 (第135回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成20年11月27日 (第136回第一部会)	・審議